

様式第四十一（第41条関係）

創業支援事業計画の認定申請書

平成27年12月14日

経済産業大臣 林 幹雄 殿
総務大臣 山本 早苗 殿
関東農政局長 石田 寿 殿

昭和村長 堤 盛吉 印

産業競争力強化法第113条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

1. 市町村が実施する創業支援事業について別表1に、市町村以外の者が実施する創業支援事業について別表2に記載する。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別表 1 創業支援相談窓口【新規】

市町村が実施する創業支援事業

創業支援事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none">当村では、これまで創業支援に関する事業に積極的に取り組んでおらず、創業者に対する明確な支援体制は確立されていなかったため、現状では村への創業相談者を昭和村商工会へ紹介する程度にとどまっていたことを踏まえ、新たに村に「昭和村創業支援相談窓口」（以下、「創業支援相談窓口」という。）を設置し、創業希望者の支援に取り組むこととする。創業支援相談窓口の設置にあたっては、役場産業課内に総合的な窓口を置き、人員を1名（兼務）配置し、創業希望者の支援に村として取り組み、年間5件の相談件数を目標とする。村広報やホームページ等で創業支援相談窓口をPRし、昭和村商工会や地区内金融機関をはじめ、日本政策金融公庫、群馬県商工会連合会、（公財）群馬県産業支援機構などの各関係支援機関・協力団体（以下、「創業支援関係機関」という。）と連携を図りながら、創業希望者を増やせるよう取り組みを強化する。昭和村商工会での3年間での相談数23件（1年間あたり7.6件）のうち、実際に創業した者が3件程度の実績であった。また、農業が基幹産業であることから六次産業化と併せた創業関係の相談もあり、3件の総合化計画認定を受けている。また、商工会が実施した創業者人材育成事業（経営革新塾）では、平成21年度に25名、平成22年度には31名の受講者があったが、近年は実施しておらず、相談件数も減少しているため、本計画に基づき、村が中心となり創業支援関係機関との連携を図ることにより、創業相談件数5件、創業者1件創出することを目標とする。その他、第2創業や事業継承なども含め支援していく。 <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none">創業支援対象者数：5件 創業者数：1件
創業支援事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援事業の内容</p> <p><窓口の業務>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none">昭和村役場産業課内に創業支援相談窓口を設け、昭和村商工会や地区内金融機関をはじめ、創業支援関係機関と連携し、様々な創業時の課題を解決する。事業の実施にあたっては、昭和村産業課の職員1名を創業支援相談窓口配置（兼務）することとし、平日午前9時から午後5時まで相談対応を行う。昭和村の創業支援相談窓口では、国、県等の支援施策一覧を作成し紹介できるようにするとともに、村内で創業支援を行っている昭和村商工会や地区内金融機関、創業支援関係機関を紹介できるようにする。相談の際には、受付簿等により整理するとともに、相談内容やどういう支援を必要としているかなど適切な支援ができるようにチェックリスト等で管理し、必要に応じて創業支援関係機関と情報共有できるようにする。相談者の相談内容やレベルに応じた支援を可能とするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、適切なアドバイスが受けられるよう昭和村商工会や地区内金融機関等との連携体制を確立し支援を行う。本計画に基づく支援体制については、昭和村及び昭和村商工会が主体となり、地区内金

融機関をはじめ、創業支援関係機関と連携を図りながら、次に掲げる創業に必要な要素別の支援・役割等を担う。

<創業に必要な要素と各連携機関が担う役割>

村は、昭和村商工会や地区内金融機関をはじめ、創業支援関係機関と連携・協力し、創業前から、創業後における一連の取り組みを支援するものとし、特に昭和村商工会が実施する「創業支援塾」を全面的にフォローしながら、創業や六次産業化（加工、販売）に必要な要素と各関係支援機関が担う役割をもって、創業者等の支援を行う。

1. 地域資源の活用法

昭和村は農業が主産業であり、レタス、ほうれん草などの高原野菜の生産が盛んに行われており、コンニャク芋は生産量が日本一となっているため、村及び昭和村商工会が、農業や自然、景観等の地域資源を活用した商品開発や六次産業化、創業について情報提供、アドバイスをを行う。

2. ターゲット市場の見つけ方

昭和村商工会が市場ニーズを把握し、情報提供、アドバイスをを行う。

3. ビジネスモデルの構築の仕方

昭和村商工会、地区内金融機関が顧客ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また、昭和村商工会が関係協力団体や群馬県商工会連合会と連携し、創業支援塾の中でビジネスモデル構築に向けた講座を行う。

4. 売れる商品・サービスの作り方

昭和村商工会が商品・サービスに対するアドバイスや事業者連携のためのマッチング支援を行う。また、群馬県商工会連合会や群馬県産業支援機構と連携し支援する。

5. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

昭和村商工会が販路開拓のためのマッチング支援を行う。また、必要に応じ群馬県商工会連合会や群馬県産業支援機構と連携し適切な支援を行う。

6. 資金調達

昭和村商工会が、資金調達へのアドバイスや金融支援を地域内金融機関や日本政策金融公庫と連携して行う。また、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行うとともに、村や県が公的制度融資や利子補給を行う。

7. 事業計画書の作成

昭和村商工会が、事業計画書の作成について地区内金融機関や専門家と一緒にアドバイスをを行う。また、補助金等の申請については、昭和村商工会等の認定経営革新等支援機関が連携してサポートを行う。

8. 許認可、手続き

村が創業支援相談窓口において、創業手続き・許認可についてのアドバイス、専門家や関係機関への連絡を行う。

9. 創業後のフォロー

村、昭和村商工会及び地域内金融機関が連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的にアドバイスをを行う。

<創業支援機関との連携>

- ・創業支援関係機関が支援を行った創業希望者や六次産業化希望者等の情報に対しては、創業支援対象者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、村が情報集約し創業支援カルテを作成する。カルテには、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業希望者がどういう支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているか分かるようにし、適切な機関に誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

<特定創業支援事業について>

- ・村が連携している昭和村商工会が創業支援塾（全12コマ）を年1回実施し、受講修了後も商工会の経営指導員や専門家が金融機関とも連携しフォローすることとする。全12コマのうち、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識に関する講義を全て受講し、かつ全体の7割以上出席した者を、「特定創業支援事業」を受けた者として、村が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

- ・本創業支援事業計画の全体の進捗状況を村が把握することとし、創業希望者・創業者に対するアンケート調査により常に体制を改善していくこととする。特定創業支援事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メールにて確認する。
- ・創業後についても、昭和村商工会と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、村、商工会の広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの配布を行うなど、広くPRする。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各連携機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援事業の実施方法

- ・昭和村産業課に担当者1名を配置（兼務）し、関係機関と連携した創業支援相談窓口を設置する。また関係機関と連携のうへ、窓口設置のパンフレットを作り、創業支援関係機関の窓口それぞれ配布し、幅広く創業者の目に届くようにする。加えて、昭和村の広報誌においても、創業支援窓口相談の設置を広くPRしていくこととする。
- ・必要な予算については、村が手当てすることとする。
- ・村、商工会のホームページ上でも施策を紹介していく。
- ・各連携支援機関が支援を行った創業者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、村が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い、創業支援カルテを作成し、関係機関と共有を図る。
- ・関係機関との連携を密にするため、必要に応じて関係機関担当者の連絡会議を開催し、各機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

別表 2-1 (ワンストップ相談窓口) 【新規】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 昭和村商工会</p> <p>(2) 住所 群馬県利根郡昭和村糸井403-1</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 治田 貞賢</p> <p>(4) 連絡先 TEL 0278-23-2918 FAX 0278-24-5136 担当者： 経営指導員 綿貫 文明</p>
創業支援事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和村商工会での3年間での相談数23件(1年間あたり7.6件)のうち、実際に創業した者が3件程度の実績であった。また、農業が基幹産業であることから六次産業化と併せた創業関係の相談もあり、3件の総合化計画認定を受けている。また、商工会が実施した創業人材育成事業(経営革新塾)では、平成21年度に25名、平成22年度には31名の受講者があったが、近年は実施しておらず、相談件数も減少しているため、本計画に基づき、創業支援関係機関との連携を図ることにより、創業相談件数10件、創業者2件創出することを目標とする。その他、第2創業や事業継承なども含め支援していく。 <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 創業支援対象者数：10件 創業者数：2件
創業支援事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援事業の内容(ワンストップ相談窓口) 【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和村商工会内にワンストップ相談窓口を設け、昭和村、地域内金融機関と連携し、様々な創業時の課題を解決する。相談窓口は、昭和村商工会の経営指導員1名を窓口に配置することとし、平日午前9時から午後5時まで相談対応を行う。 窓口では、相談者に対し、支援施策を一覧で紹介できるようにするとともに、村内の支援機関を紹介できるようにし、相談受入から創業まで、一貫した対応を行う。 相談者の相談内容やレベルに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、適切なアドバイスが受けられるよう専門家と連携し、村の相談窓口と連携して支援を行う。 <p>(2) 創業支援事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和村役場、図書館、昭和村のHP等で商工会の相談窓口の広報・PRを行う。相談者に対しては、村、県の公的制度融資や村利子補給制度、創業支援を積極的に紹介し、活用してもらおうこととし、連絡会議において、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。 名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
計画期間
平成28年4月1日～平成33年3月31日

別表 2-2 (創業支援塾) [新規・特定創業支援事業]

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 昭和村商工会</p> <p>(2) 住所 群馬県利根郡昭和村糸井403-1</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 治田 貞賢</p> <p>(4) 連絡先 TEL 0278-23-2918 FAX 0278-24-5136 担当者： 経営指導員 綿貫 文明</p>
創業支援事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援塾 創業希望者、農業の六次産業化（生産・加工・販売）希望者、第2創業者等に対する基礎編として年1回15人程度を対象とし、1年以内の創業を3人創出することを目標とする。 ・商工会の取組みとして創業人材育成事業（経営革新塾）を実施し平成21年度には25名、平成22年度には31名の受講者を得てセミナーや現地研修を行ってきたが、近年は実施しておらず、創業希望者等からの相談に対して、個別に対応するのみだったが、村内における開業率の向上を目指し、創業希望者、六次産業化希望者、第2創業希望者等に対し、新たな支援事業に取り組むこととする。また、年々相談件数も減少していることもあり、本事業では、村や金融機関と連携を図り15人の受講者を目標とし、受講終了後もフォローすることにより創業の実現まで支援を行うこととする。過去に開催したセミナーでは創業実績はないが、3年間での相談数23件（1年間あたり7.6件）のうち、実際に創業した者が3件程度の実績であったため、3人の創業を目指す。 <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援対象者数：15件 創業者数：3件
創業支援事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援事業の内容〈創業支援塾〉【新規・特定創業支援事業】</p> <p>創業希望者を対象とする創業支援塾を年1回実施する。受講終了後も、商工会の経営指導員や専門家がフォローすることとし、金融機関とも連携しながら支援を行う。開催期間11月～2月頃にかけて1カ月以上にわたり以下のテーマについて専門家の講義を実施する。全12コマのうち、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識に関する講義を全て受講し、かつ全体の7割以上に出席した者を「特定創業支援事業」を受けた者とする。</p> <p>「昭和村創業支援塾」(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の活用法【群馬県商工会連合会登録専門家】 ・創業に向けて【群馬県商工会連合会登録専門家】 ・経営理念の重要性と描き方【群馬県商工会連合会登録専門家】〈経営〉 ・地域特性を活かした創業【群馬県商工会連合会登録専門家】 ・マーケティングの基礎知識【群馬県商工会連合会登録専門家】〈販路開拓〉 ・売れる仕組みの考え方【群馬県商工会連合会登録専門家】 ・創業に必要な税務、経理の基礎知識【群馬県商工会連合会登録専門家】〈財務〉 ・人を雇用するために必要な基礎知識【群馬県商工会連合会登録専門家】〈人材育成〉 ・プレゼンスキルの強化【群馬県商工会連合会登録専門家】

- ・WEBを使った販売促進法【群馬県商工会連合会登録専門家】
- ・資金調達と公的支援制度の活用【金融機関、群馬県商工会連合会】〈財務〉
- ・魅力的なビジネスプランの作成【群馬県商工会連合会登録専門家】
- ・ビジネスプランの仕上げ【群馬県商工会連合会登録専門家】

※【 】は予定される講師の所属等

(2) 創業支援事業の実施方法

- ・村の会議室を無償で提供してもらい実施することとし、会場準備、教材の準備等の事務手続きを村及び商工会が連携して行う。また、カリキュラムの策定、専門家の確保は群馬県商工会連合会と商工会が連携して行う。加えて、村のホームページ等で施策のPRを行う。
- ・村、県などの公的制度融資、村利子補給制度を紹介し、積極的に活用してもらうこととし、創業支援連絡会議において、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。
- ・特定創業支援事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに村に提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法等を遵守する。

計画期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日